社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

児童養護施設退所者等 自立支援資金貸付制度のご案内

茨城県内の児童養護施設等に入所中又は退所した方、里親等へ委託中又は委託を解除された方の生活基盤を安定させ、円滑な自立を促進することを目的とした自立支援資金の貸付制度です。利子は無利子です。
貸付け後、一定期間の就業を継続すると貸付金の返済が免除されます。

貸付対象/貸付額等

茨城県内の児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等へ委託中又は委託を解除された者で、保護者等からの経済的支援が見込まれず、貸付を必要とする方を対象とします。
詳細は募集要項をご確認下さい。

1 大学等に在学する方（進学者）

要　件 県内の児童養護施設等退所者又は里親等への委託解除者で大学等に在学する方
貸付額 生活支援費…月額5万円
家賃支援費…1月当たりの家賃相当額（管理費、共益費含む。）
※生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とします。
貸付期間 正規の大学等に在学する期間

2 就職している方（就職者）

要　件 県内の児童養護施設等退所者又は里親等への委託解除者で就職している方
貸付額 家賃支援費…1月当たりの家賃相当額（管理費、共益費含む。）
※生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とします。
貸付期間 退所または委託解除後から2年を限度として就労している期間

3 資格取得を希望する方

要　件 県内の児童養護施設等入所中又は里親等委託中の方、大学等に在籍する方で、就職に必要な資格の取得を希望する方
貸付額 就職に必要な資格取得に要する費用の実費（上限25万円）

申請方法等

・入所する児童養護施設等を通して申請していただきます。
・申請に必要な書類等

共　通 住民票／児童養護施設等の長の推薦書など
進学者 在学証明書／家賃額がわかる書類など
就職者 雇用証明書／家賃額がわかる書類など
資格取得希望者 資格取得に要した費用が確認できる書類など

貸付金の返済免除

1　自立支援資金を受けた方は、以下のいずれかの要件を満たした場合には、貸付金の返還が免除されます。

①進学者 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業をしたとき
②就職者 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
③資格取得希望者 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得の貸し付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間）、引き続き就業を継続したとき。

借入の相談から貸付金の交付までの流れ

① 相　談

施設等の担当職員に連絡し、借入金の必要性など、資金貸付を希望する状況を相談して下さい。

② 申請書類の提出

貸付け希望者は、申請に必要な書類等を作成して下さい。

※募集期限がありますので注意して下さい。

③ 審　査

県社協において提出された書類により、貸付の可否について審査します。

※審査は１ヵ月程度の期間がかかります。（書類の不備等がない場合）

④ 貸付決定

貸付の可否については、貸付申請者、連帯保証人、施設等に郵送で通知します。

※審査の結果により貸付できない場合があります。

⑤ 借用書の提出

- 貸付が承認された貸付申請者には借用書等が郵送されます。
- 借用書に署名捺印のうえ印紙を貼付し、振込口座の届出を添えて県社協へ提出し、貸付契約が締結します。

⑥ 貸付金の交付

契約締結後、県社協で借用書の記載内容等に不備がなければ
原則として15日前後で貸付金を指定口座に送金します。
なお、生活支援費、家賃支援費については、３カ月毎の送金となります。

⑦ 継続手続き

契約期間中、在学証明書、雇用証明書などを提出して頂きます。

お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586　茨城県水戸市千波町1918番地　茨城県総合福祉会館３階
社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会内

TEL：029-350-8366（直通）　FAX：029-244-4652

（平日午前9時から12時、午後1時から5時まで）※土日・祝及び年末年始は休みです。

なお、提出書類の様式等は茨城県社会福祉協議会ホームページからダウンロード可能です。

ホームページ　http://www.ibaraki-welfare.or.jp/

茨城県社会福祉協議会　児童自立支援貸付金　検索

自立支援